

第1 決算審査特別委員会（第1 日目）

H23. 9. 14(水) 10:00～

第二委員会室

○井上委員長、柴田副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:03

委 員 長

委員動静報告～全員出席。

これより本日の会議を開く。

本委員会に付託された事件は、

認定第1号 平成22年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

の1件となっている。

次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよい。か。（よし）

異議なしと認め、そのように決定する。

次に審査の進め方について協議する。審査は歳出は款別に、歳入は一括して行うものとし、節または細節で50万円以上の不用額について、また、要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は、不用額の多少にかかわらず説明を受けた後、質疑を行い、討論・採決については最終日に行うことでよい。か。（よし）

そのように決定する。なお意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配慮願う。

また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方が行っていただきたい。

次に市長に対する総括質疑については審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよい。か。（よし）

そのように決定する。

次に討論だが、各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、市民クラブ、新政会、公明党、清水委員の順とすることにより。か。（よし）

そのように決定する。なお各会派から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷・配付することになっているので了承願う。

最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外に関係で資料要求される方はその都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。

（よし）まず、冒頭に資料要求をされる方はいるか。

清 水

5点要求したい。

- ① コミュニティ施設における指定管理代行負担金の決算状況がわかる資料。
- ② 滝川市体育協会における指定管理代行負担金の決算状況についての資料。
- ③ 指定管理施設のうち、滝川ふれ愛の里について、滝川グリーンズが負担すべき修繕があったと思うが、それがわかる資料。また、滝川市社会福祉事業団の関係施設について、市が行った工事、修繕と滝川市社会福祉事業団が行った工事、修繕がわかる資料。

④ 個人、法人の市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税について、それぞれ滞納件数、滞納率がわかる資料。

⑤ 体育協会の関係で、市職員の業務従事が見直された。人件費補助金を支出した6団体について、どのような人件費としてどれだけ支出したかがわかる資料。

委 員 長

清水委員から5点の資料要求があったが所管は対応可能か。

伊藤部長	①については資料をすぐに用意する。④については、税ごとの資料をつくらなければならないので、若干時間を要する。
阪本副主幹	滝川グリーンズに確認をしてから用意させていただく。
竹谷課長	②について、体育協会に確認をしてから用意させていただく。
山崎部長	⑤について、他の団体に確認をする必要があるので、若干時間をいただきたい。
佐々木部次長	社会福祉事業団に確認をさせていただく。どこまで詳細なものが必要か伺う。
清 水	トータルの修繕費、主な工事がわかればよい。
佐々木部次長	相手がいることなのですぐには無理だが、用意させていただく。
委 員 長	所管で対応可能ということだが、委員から何かあるか。
柴 田	施設管理代行負担金については、既に配付されている参考資料に掲載しているが、これでは不足なのか伺う。
清 水	より詳細なものが必要で、毎年、提出してもらっている資料で構わない。
委 員 長	清水委員から要求のあった5件について、委員会として要求することでよいか。 (よし) そのように決定する。所管におかれては、速やかに資料の提出を願う。 そのほかに資料要求をされる方はいるか。(なし) なしと確認する。 以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思うがよいか。 (よし) それでは日程に従い審査を進める。
	総括
委 員 長	最初に総括について説明を求める。
山崎部長	(総括について説明する。)
委 員 長	説明が終わった。質疑に入るが、冒頭決定したとおり審査は款別に進めることになるので総括は款別にわたらぬよう質疑願う。これより質疑に入る。質疑はあるか。
清 水	① 滝川市税の滞納者に対する行政サービスの制限に関する基準により、申請しても通らない、却下した事例や件数について伺う。 ② 体育協会の不適切な事務処理の関係で、そのときに巨額の固定資産税を滞納している業者の子会社が清掃管理を行っていた。この会社との入札や見積もり合わせはどのように行っていたか伺う。 ③ 一般会計の単年度実質収支が1億 1,546 万円の黒字となった。基金に繰り出した2億 2,896 万円を含めると、3億 4,442 万円の単年度実質収支黒字とも言える。昨年、一昨年と比較してどのようになったのか伺う。 ④ 最低制限価格を設定した入札の件数と、設定の率と落札率の結果について伺う。 ⑤ 地域限定型一般競争入札、簡易公募型指名競争入札、公募型競争入札の件数について伺う。 ⑥ 臨時的任用職員の年度末登録者数とその採用人数について伺う。 ⑦ 事務概要P8、臨時的任用職員の総数が157人で市立病院94人を除けば、63人となる。この63人について前年度も採用していた人数について伺う。 ⑧ 任用期間は6カ月以内とするとなっているが、その期間の実態について伺う。 ⑨ 障がい者雇用について、22年度正職員、嘱託職員、臨時的任用職員の人数について伺う。
加藤課長	① 滞納者に対する行政サービスの制限について、事例があれば、各原課に連絡をしている状態である。また、件数としては、私立幼稚園就園奨励費補助金が22件、上下水道料金の福祉減免が13件となっている。

橋本主幹	② ことしの2月に23年、24年度の指名登録業者の受付をした。その段階では納税証明書の添付を義務づけているので、滞納があればその段階ではじかれる。見積もり合わせについても完納証明の添付が必要なので、滞納があればその段階ではじかれる。
小畑副主幹	④ 最低制限価格を設定した件数は20件である。平均の設定率については71.2%で、平均落札率については82.3%となっている。 ⑤ 工事については79件であり、委託業務については34件である。
景由副主幹	⑥ 登録者についてはすべて採用している。22年度の採用総人数について、常時120名程度の臨時的任用職員を採用している。その中で事務概要の63名という数は社会保険等に参加している人である。登録されているが採用に至っていない人は20名程度であり、待機状態である。 ⑦ 基本的な内部のルールとして、3年を限度に雇用することとしている。ただし、必要に応じて6カ月ごとに更新し、できるだけ多くの方に機会を設けている。63名については、以前にも採用していたかどうか人数の把握をしていないが、多くの方が更新していたという印象がある。要望書の提出があつて審査して必要と認めた場合には候補者の中から選ぶ。すべての方が手続上登録しており、現在、登録していて採用に至っていない方は20名程度である。 ⑧ 最初の雇用は6カ月であり、その後6カ月更新できる。内部の運用として3年を限度としていることから、複数年にわたって雇用している者が多い。 ⑨ 22年度、正規職員が1名、嘱託職員が1名、臨時的任用職員が9名で、合計11名となっている。
清水	③ 実質単年度収支ということで、普通会計で算定している。20年度が1億8万1,000円、21年度が1億5,402万円、22年度が1億1,786万3,000円であり、この3年間は1億円程度の収支黒字となっている。基金の繰り入れ、繰り出しを差し引きした数字は、20年度が2億7,223万6,000円、21年度が2億2,571万4,000円であり、2億円から3億円の単年度収支黒字が出る。
副市長	市税の滞納者に対する行政サービス制限については、2月の指名願いのときに確認書が提出されているので問題ないと答弁があつたが、明らかに滞納業者が、別会社をつくって、事業を行っている。このようなことが明らかなのに確認書で機械的に処理してしまうのは疑問である。これに対する対応を検討したことがあるか伺う。
委員長	このような問題は指名選考職員会議があり、そこで対応することになる。これまで余りそのような内容の話をしたことがないので、今後勉強させていただきたい。他に質疑はあるか。(なし)以上で総括の質疑を終結する。それでは款別の審査に入る。所管からは節または細節で50万円以上の不用額、また執行額がゼロの場合、不用額の多少にかかわらず説明を受けることとする。
委員長	議会費
中嶋事務局長	議会費の説明を求める。 (議会費について説明する。)
委員長	説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。
清水	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の議事録作成にかかる時間数について、どのように把握しているか伺う。職員は5名だが、議事録作成に要する業務時間の割合はどの程度か伺う。
中嶋事務局長	22年度の3常任委員会の会議時間を合計すると55時間37分ある。議会運営委員

会が 17 日開催され、9 時間 46 分あった。特別委員会については、市立病院建替計画等調査特別委員会、決算、予算審査特別委員会を合計して、43 時間 12 分だった。仮に 2 時間の会議の会議録作成におおむね 2 週間から 1 カ月かかる。22 年度、次長は議会運営委員会を、当時の主査以下 3 名が 3 常任委員会を分担していた。議事録作成に要する勤務時間の割合だが、5 割から 6 割と考えている。

清 水

議会費において、職員費が 4,567 万 9,632 円ということだが、5 割から 6 割というのは、想像を超えていた。そうすると 2,000 万円以上が委員会の議事録作成にかかるということである。本会議の議事録は約 100 万円を外注している。今後このような形で進めることが適切か伺う。

中嶋事務局長

金額で比較されるのはいかがなものかと思う。視察を年間 70 件程度受けている。それについても相当の拘束時間がある。時間数の 5 割、6 割という意味で答弁した。単純な金額の比較では難しい。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で議会費の質疑を終結する。

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費

委 員 長

総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費を一括して説明を求める。

山崎部長

(総務費から予備費まで総務部が所管する部分等について説明する。)

伊藤部長

(市民生活部所管の総務費について説明する。)

委 員 長

説明が終わった。これより一括質疑に入る。質疑はあるか。

木 下

P116、地域活性化・公共投資臨時交付金事業費は単年度の事業か伺う。

高橋課長

この事業は 22 年度、単年度の交付金である。

委 員 長

他に質疑はあるか。

清 水

① P105、国際交流協会への 2,000 万円、國學院大學北海道短期大学部への 5,000 万円について、相手側がどのように使ったかを把握しているか伺う。

② P111、国際交流事業基金積立金 1,003 万 5,000 円について、P452 の基金増減表では 7,050 万円を支出したばかりというのに、同じ年度に 1,053 万円を積んだ。具体的に目的は何か伺う。

③ P113、コミュニティ施設について、その他諸費 472 万円があるが、これが恐らく修繕などに使われたのかと思うが、主な修繕や備品購入について伺う。

④ P115、交通安全関係で、江部乙の東一線と道道の交差点は毎年のように事故が起きている。22 年度はどのような対策を進めたのか伺う。

⑤ 事務概要 P33、22 年度の交通安全の取り組みが記載されているが、毎年、交通規制等要望書を警察署に提出している。その効果がどれくらい出ているのか伺う。昨年度設置された主な標識等、改善された内容等について伺う。

⑥ P121、生涯学習振興基金積立金について、どういった目的で、いつごろ積み立てられたのか伺う。

⑦ 不当要求行為に対して、1 年間でどのくらいあったのか伺う。条例をつくってから、累計で何件あったのか伺う。不当要求行為と認定できなくても、相談があったと思うが、その内容について伺う。

⑧ 徴税費について、預金口座を差し押さえて、差し押さえた後に幾ら残るということを確認して差し押さえると思うが、年金などが振り込まれて、15 万円あると思って銀行に行ったら、5 万円しか残っていないという話をよく聞く。幾ら残るかということを確認して、それぞれ差し押さえているのか実態について伺う。そのときに最低限、生活費ということを考えて差し押さえをしていると思うが、

経過について伺う。

⑨ 決算審査意見書 P25、固定資産税の調定額が 17 億 6,397 万 5,000 円、収納額が 16 億 7,763 万円、収納率は微増している。法人と個人を分けて額を把握されているのか伺う。また、滞納繰越分については、19 年度収入済額が 2,735 万円で 8.4% から毎年増加して、22 年度には 5,347 万円で 15.5% と倍増している。この要因について伺う。

⑩ P125、統一地方選挙に向けて、投票所のバリアフリー化の改善はあったのか伺う。

⑪ 事務概要 P8、嘱託職員は市立病院を除くと 154 名となる。1 年間の期間契約で、市長が職務上必要と認める場合は、最初に採用した日から起算して 5 年に達する年度、または 63 歳に達する年度の末日を限度として、会計年度単位で採用を更新することができ、ただし、市長が特に認める場合はこの規定にかかわらず更新できるとあるが、63 歳を超えた雇用人数を伺う。

⑫ 嘱託職員の給与はどのように決めているのか。基準があれば伺う。1 年、2 年間採用してみて、特に能力が高く、途中から給与を上げた事例はあるのか伺う。

⑬ 参議院議員選挙費で事務従事者を 187 名から 156 名に減らしたことについて、その要因を伺う。

山内課長

① 第 2 回定例会で井上議員から質問があったが、國學院大學北海道短期大学部が昨年 7 月マサチューセッツ州の姉妹提携 20 周年に大学から 2 名を派遣し、そこで教育交流促進宣言、調印をしている。ジュニア大使訪問団で 2 名の國學院大學北海道短期大学部の学生が初めてスプリングフィールド大学のほうに訪問している。単なる語学留学ではなく、スプリングフィールド大学が得意としている野外スポーツやレクリエーション分野の研修を主眼に置いているもので、今後、國學院大學のほうに大きなインパクトがあるのではないかと思う。このほか基金を活用して、海外の学生の事業助成ということもしている。運用については、市、議会、短大、国際協力会等で運営委員会が設立されており、運営委員会で透明性を持って運営されていると思う。国際交流協会への 2,000 万円についても、国際協力推進基金というものを国際交流協会内に新たに新設し、ジュニア大使派遣訪問事業、ベトナム・カンボジアスタディーツアー、滝川高校でカンボジア夢プロジェクトを実施しているが、あすを担う国際性豊かな人材育成のほうに活用しているという事業報告をいただいている。極めて有効に基金を活用しているという認識である。

庄野参事

④⑤ 22 年度引き続き北海道警察に要望したものが 14 件、新規が 3 件だった。東一線と道道赤平線の交差点について、点滅式の信号機になっているが、定周期式にかえてほしいと要望した。道道そのものが坂道ということもあって、ロードヒーティング等の条件が必要ではないかという指摘を受けた。これについては実現に至っていない。今年度実現されるものについて、市立病院の前の信号機を入口等が変わることから、信号機そのものの移設、あるいは定周期式の交差点の信号機にかかわると聞いている。

松本主幹

③ コミュニティ施設のその他諸費の内訳だが、消耗品費に 105 万 1,219 円、修繕料に 107 万 7,030 円、備品購入費に 178 万 1,640 円、委託料に 70 万 5,127 円となっている。そのうち修繕料の内訳だが、扇町コミュニティセンターの軒天補修、江部乙、北地区公民館の玄関外部の破損修理、東地区公民館のアプローチ舗装修繕となっている。また、備品は北地区、泉町公民館の非常用照明器具の取りかえ、

扇町コミュニティセンターのトイレウォシュレット取りかえ、散水栓の取りかえ等となっている。備品購入費については、東陽地区福祉会館のいす、テーブル、折り畳みテント、DVDプレーヤー、中地区、西地区公民館のストーブ購入となっている。

高橋課長 ② 国際交流事業の発展に向け、将来の財政需要に備えた計画的な積み立てをするために、新たに1,000万円を積み立てたところである。なお、3万5,000円については、運用利息分ということである。

橋本副主幹 ⑥ 図書館の移転に関する新図書館が展開する地域連携などのソフト事業、新図書館に必要な図書を購入するために、基金積み立てを行い、事業費全額を翌年に繰り越したというものである。

鎌田副主幹 ⑦ 21年4月から条例が施行されたが、21年、22年に関して不当要求の件数はゼロ件である。それについては広報にも掲載している。各課からの相談だが、21年度は5件、22年度は6件あった。相談内容にもよるが、基本的には複数対応、対応内容はきちんと記録をとり、念書やわび状などは拒否し、内容が複雑なものは弁護士に相談するように指導している。また、クレームがあって必要であれば防災危機対策室の警察OBが同行するようにしている。

加藤課長 ⑧ 預貯金については、差し押さえ禁止財産になっていない。差し押さえの制限もないことから、全額差し押さえることができる債権ということで、法的には定められている。実際には納税者の生活状況の把握を行うことによって、大変困難な部分があるということから、実務上は処分後においても納税相談等を状況に応じて行っている。

田中課長 ⑨ 収納済み額としての法人、個人別の状況は把握していない。滞納繰越分が19年度以降毎年増加しているが、これについては滞納処分の強化、現年分が納められずに滞納しているという状況もあるが、一番大きな要因としては、大型事案が一部解消しているということだと考える。

小畑副主幹 ⑩ 22年度においては、知事、道議、市長、市議ということで、決算額を計上している。市内に19カ所の投票所がある。車いすの方や足の不自由な方の対応のためにスロープの設置をそれぞれの投票所で行った。江部乙南地区、北地区、9の2転作研修会館の3カ所は建物の構造上の問題もあり、スロープをつけるだけでは、安全確保ができないこともあり、投票事務従事者が対応に当たっている。おおぞら幼稚園が廃園となり、ほくでんのテクニカルセンターを投票所になっている。ここについては仮設のスロープをレンタルし対応している。

清水 ⑬ 投開票事務の人員の減ということの不用額だが、開票事務においては読み取り機の導入による機械化、投票事務においては事務に支障のない範囲で人員の削減を行ったことによるものである。

清水 ⑪ 63歳を超えた職員は14名である。

清水 ⑫ 嘱託職員の報酬の決定については、嘱託職員の職種を大まかに、事務員、管理者専門員、医療技術員、技能労務職員などに区分し、職員の現在の給料表を基準にして、非常勤職員で勤務時間が短いので、勤務時間の割引をして、報酬額を決定している。その中で管理者的な立場にいる人については、手当を加算している。見直しする場合は最低賃金の動向や非常勤職員の給与の市場価格を参考にしながら行っている。見直した例として、明らかに処理する件数がほかの方に比べて多いという実態を評価して、加算したという事例がある。

清水 ① 国際交流基金を1,000万円ずつ計画的にということは、単純に考えて、7年

間で7,000万円たまる。それを国際交流協会や國學院に支援するという考えが根底にあると思うが確認する。

② 先ほどの答弁だと事後に納税相談に応じるということだった。相談にも行けないといったときに問題が起きる。事後に相談ということではなくて、生活費を残して差し押さえるという方向に切りかえる検討をされているのか伺う。

高橋課長

① 将来の財政需要に備えた計画的な事業運用のために積み立てをしたいということである。計画的に積み立てをするということではない。これはあくまでも滝川市の国際交流事業の推進のために積み立てをするというものであり、特定の団体等を最初から想定しているものではない。

加藤課長

② 口座を全額差し押さえることは可能である。税法上督促状を発してから、10日以内に納付がない場合については、差し押さえをしなければならないとなっている。それに基づいて滞納処分を行っている。電話等で相談してもらえれば、それなりの対応はできる。税金を納めることができないという状況があれば、税務課に相談していただければと考えている。

清水

国税徴収法では、生活費をきちんと残すようにと規定されている。全国的にどのように扱っているかは、市町村ごとにまちまちで、裁判も起こっている。これについては、生死を分けるような状況に市民が追い込まれている。滝川市として税務課だけに任せることなく、きちんとした検討をしなければならなかったと思うが、それについて考えを伺う。

伊藤部長

そのような状況に至る案件については、徴税担当職員がそういう事実をもって、すぐさま行為に及ぶことはない。十分、納税のための折衝をさせていただいている。結果としてやむなく差し押さえする場合もある。手順を踏んでされた行為であるということを理解願いたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 私から質疑させていただく。委員長を交代するため、若干休憩する。

休憩 11:55

再開 11:56

副委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。井上委員長。

委員長

未来づくり1%事業の関係で、不採用になった件数、新しい事業、継続の事業について伺う。

千葉所長

22年度は初年度ということで、申請が17件あり、すべて採択している。そのうち1件が申し出を取り下げている。町内会連合会系の事業等については、従前も引き続き行われた事業である。それが今回の補助金に申請を上げている。新しい事業については、これまでの事業を把握していないので答弁は難しい。

委員長

報道によると窓口で却下されたという話もあったが、その件数はどのくらいか伺う。

千葉所長

窓口で却下ということではないが、相談を受けて明らかに対象団体ではないもの、補助事業になじまない案件については、もう少し組み立てをするようにと話した経緯がある。

委員長

予算が幾らで、執行した額が幾らで、余った額が幾らか伺う。

千葉所長

予算500万円に対して、交付決定額が378万8,000円となっている。そのうち実際に交付決定済みの額が347万3,180円で、不用額が152万6,820円となっている。

副委員長

委員長交代のため若干休憩する。

休 憩 12:00

再 開 12:01

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

他に質疑はあるか。(なし) 質疑がないようなので、質疑の留保はなしと確認して
よいか。(よし) 以上で総務費、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費の質
疑を終結する。ここで休憩する。再開は午後1時00分とする。

休 憩 12:01

再 開 13:03

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

民生費

委 員 長

民生費の説明を求める。

橘 部 長

(民生費について説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

坂 井

参考資料 P21、生活保護の生活扶助について、21年度の資料を見ると月平均 581
人、金額は3億4,800万円程度、22年度は月平均 613 人ということで金額もふえ
ている。その理由について把握しているのか伺う。

国嶋課長

生活保護の世帯数の増加については、滝川市だけではなく全国的な傾向である。
リーマンショック以来、職がなかったり、高齢、傷病を理由とする保護世帯、保
護人員が現在滝川市では平成7年の最低値を記録してから微増傾向にある。これ
も全国的な傾向なので、経済状況の悪化、ハローワーク管内求人倍率も 0.4 を切
るような状況も続いているので、それらが複合して影響していると分析している。
北海道新聞の記事で、生活保護を受けている方が全国的に 200 万人を突破したと
あった。滝川市も付随してふえているという話だった。偽装離婚していたり、生
活保護をもらっているのに車に乗ったりという話を市民から聞いていた。22 年度
においてそういった状況を把握し、対応したのか伺う。

坂 井

国嶋課長

こちらにも偽装離婚ではないかという苦情や通報がある。守秘義務として、その
方が生活保護である、なしにかかわらず回答できないので、情報提供として伺っ
た。該当がある場合、きちんと対処し、日々の家庭訪問や収入申告の聴取、収入
額の税務署の調査等を含めて、問題点が出るのであればその時点で対応している。
苦情のうち半分以上は、偽装離婚で生活保護をもらっており、車に乗っている
というもので、調査したところその方は児童扶養手当を母子世帯でもらっており、
児童扶養手当と生活保護を勘違いしているケースや全く関係ない方などである。
こちらに該当する者がいる場合、それについては本人の聴取を含めて、調査をし
て対処している。それらの日々の日常生活の把握については、家庭訪問なり、収
入申告、課税状況の調査を連携して行い、申告がなく収入がある場合についても
調査して対応するようにしている。

橘 部 長

P144～145、扶助費の不用額 504 万 2,259 円の説明の中で、重度心身障害者医療、
乳幼児医療、ひとり親家庭医療に要した経費の医療費減と説明したが、重度心身
障害者医療については除いていただくよう訂正する。

委 員 長

他に質疑はあるか。

木 下

P137、障害者自立支援医療に要した経費の中で、更生医療費扶助の 2,609 件につ
いて、1カ月平均どのくらいになるのか伺う。

堀 主 査

更生医療費扶助に対して、2,609 件はレセプト件数になっている。人工透析で入院
が 62 名、入院外が 143 名ということで、人工透析でほぼ 200 名程度の更生医療の

請求が来ている。

木 下

① P137、障害者地域生活支援事業に要した経費の中で、移動支援委託料があるがその内容について伺う。

② P137、負担金補助及び交付金の中で、293万3,222円が不用額となっているが、説明では新生園の利用者減ということだったが、そのことについて詳しく説明願う。

国嶋課長

① 障がい者が単独で行動する際、困難な場合はヘルパーのつき添いが必要でそれがメインである。

② 更生園において、当初予算では定員を見込んでいたが、病気などで月のうち何日か休んだことによる減が発生しており、当初予算において、月17名で見込んでいたものが決算では15.9名となっている。この額については、滝川市が直営で行って介護給付費としてこれだけの人数の利用があったとし、受け取る額そのまま管理代行として更生園に渡している。実質の介護給付費が減になった差額の減になる。

委員 長

他に質疑はあるか。

清 水

① P135、民生委員について、昨年が改選年だったと思うが、新たに民生委員になった方の最高齢について伺う。

② 人材不足により、居住地外を担当している民生委員がどのくらいいるのか伺う。

③ 民生委員は何名くらいを担当しているのか伺う。

④ P149、放課後児童クラブ事業1,338万円だが、社会福祉事業団への委託施設ということで保育所を視察したが、現状抱えている問題や対策について伺う。

⑤ 滝川更生園の運営管理に要した経費で、クリーニングの各種機械がよく壊れ、修理して使うという状況だが、昨年どのような修理等をどちらの負担で行ったのか伺う。

⑥ 社会福祉事業団の物品購入で、できるだけ滝川市内で購入するということを契約の際に行っていると思うが、それをどのように把握しているのか伺う。

⑦ 生活保護について、相談数に対する保護申請数の割合を伺う。

⑧ 旧老人福祉住宅の入居者のうち、経過措置を利用している人数、また廃止時にサービスを利用していた人数を伺う。

⑨ P148～149、生活保護費の支出済額が13億5,414万円だが、現在4分の3が交付金で4分の1が一般財源であり、地方交付税で措置されているということだが、これに対応して交付金が幾ら入って、生活保護に関する基準財政需要額が幾らで、足すと幾らになるのか伺う。

国嶋課長

①②③ 昨年11月に3年に1度の一斉改選をした。現在最高齢は76歳が3名である。従前は民生委員は75歳が定年だったが、75歳を過ぎても本人の事情、体力が許すのであれば、また委嘱しても構わないと変わったので、実質年齢制限は撤廃されている。人材不足で居住地外を担当している方が1名いる。その方も町内会と同じだが、民生委員の地区割りが異なる状況である。滝川市においては何とか近隣を担当してもらっている。担当数だが、毎年5月に高齢者、障がい者の方の状況把握のため、民生委員による一斉調査を行っている。その数としては、地区的には50名前後から多い方は100名を超えるなどばらつきがある。それは農村地区や高齢者の多い団地を抱えているなどの要因である。世帯数に応じて、昨年の一斉改選のときに一部地区割りの見直しも行った。

薦田主査 樋郡課長	⑤ 小規模修繕はよくあるということだが、昨年度市が支弁して修理を行ったものはない。協定書や運営管理の中で対応できる小規模修繕については、更生園のほうで独自に対応していただいている。
深村副主幹	⑦ 22 年度相談数 130 件に対して、申請件数 65 件で申請率は 50%となっている。 ④ 児童館の利用については、対前年 3 %ほど伸びている。特に厚生常任委員会で視察をした際に、花月児童館は地域的なこともあるが、対前年度 5 %ほど伸びていると説明した。これは大変利用されているということでうれしいことだが、多少狭隘なことは実感している。大勢の子供たちが安全に児童館で過ごしたり、いろんなイベント等に参加してもらうときにパート職員を入れたりしながら、細心の注意を払って児童館の活動をしている。
壽崎主任主事	⑥ 指定管理の指定申請の際、事業計画書を提出していただいている。その中には管理及び人的、物的体制として地元からの発注調達を基本的に考えるが、経費節減等を含めて、適切に考えていきたいとある。厳密にどの程度地元の業者から物品発注を行っているかは、市としては把握していない。地場の企業、商店の振興と経費節減の両方を踏まえながら、適切に対応していただいていると考えている。また、物によっては地元以外から発注せざるを得ないということもあるかと考えている。基本的には地元の商店を使ってもらうよう伝えている。
橋本主査	⑨ 人件費を含めて、全体の事業費は 14 億 2, 402 万円になる。そのうち国のほうからは 9 億 7, 864 万 8, 000 円、道のほうからは 8, 809 万 8, 000 円で、差し引きすると市財は 3 億 5, 646 万 4, 000 円になる。そのうち 3 億 2, 707 万 5, 000 円については交付税の基準財政需要額として計算されている。
清 水	⑧ 廃止時の入居者が 46 世帯で、現在は 39 世帯になっている。見守り協力員は月曜日から金曜日までの午前中に訪問して、福祉住宅の方の安否を確認するサービスだが、当初が 37 名で現在は 30 名が利用している。高齢者入浴料金の助成について、東の湯とゆったりサロンを利用する際に助成しているが、廃止時は 22 名が利用しており、現在も 22 名が利用している。経過措置のサービスではないが、高齢者の福祉サービスということで、友愛訪問サービスを実施しており、廃止時が 8 名で、現在が 7 名利用している。また、緊急通報システムについては、廃止時が 12 名で、現在が 11 名利用している。昨年冬には福祉除雪ということで、30 名に利用してもらっている。
橘 部 長	社会福祉事業団の物品購入だが、江部乙地域で商店に話を聞くと、昔は注文があったが今はなくなったということだった。安いほうに流れていることがかなりあるのではないかなと思う。そういったことを把握しないといけないと思う。この努力義務の効果を高めるためにきちんと把握すべきと思うがいかがか。
清 水	どこの企業から幾ら買ったかを把握していないが、江部乙だけではなく市内全域での物品購入は行っていると考えている。運営委員会のメンバーとも話をするが、極力市内の商店を使いたいということだった。
橘 部 長	今の契約の仕方がぬるいのではないかなと思う。契約は一つ一つ丁寧に行うべきと思うが考えを伺う。
委 員 長	協定の中に管理業務に係る地元雇用、市内発注等ということがある。この中に業者選定、物品等納入、発注については地元から調達するとあるが、経費節減等を考えて適切に行いたいという一文が入っている。これを契機にさらに一層確認していきたいと考える。 他に質疑はあるか。

渡 邊	参考資料 P22、社会福祉事業団関連で 22 年度決算において、差額が剰余金であるかと思う。これは減額の対象となるのか伺う。
佐々木部次長	基本的にはそれぞれ単価があり、その中で行っていただくことになる。特に精算ということはない。余った分を繰り越して減額ということはない。
渡 邊	社会福祉事業団のお金として残るということか伺う。個々の施設の積算する単価について何らかの措置ができるのか伺う。
国嶋課長	社会福祉事業団に管理代行している施設によって積算の方法は違うが、三世代交流センターのような貸館業務を行う施設については、例えば最賃などを毎年見直している。新生園、更生園などの障がい者の介護給付費で通所者の障害程度 1 の方が通ったら幾らといった単価が決まっているもの、介護施設についても保険の給付単価が決まっているもの、滝川市が直営として行ったとすれば、同じように介護給付費をもらう。それを管理代行負担金として出しているという施設も数多くあるので、最賃が変わったから単純に見直しをするということは考えていない。
佐々木部次長	これはあくまでも差し引きの数字であり、例えば商店であれば物を売った上がりの部分があると思うが、社会福祉事業団の場合は将来に向けた基金的な要素、本部経費としてかかるものがこの中からかかってくる。基準単価があり、それぞれの法律の最低基準で行っているかチェックを受けながら円滑に運営しているということで、余剰については施設が大きいので、スケールメリットが働いている。社会福祉法人は税金がかからないので、全国的にもそれほど大きな数字ではない。
委 員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	参考資料 P22、38 から 42 までで 21 年度の決算の差額はゼロだが、同じもので 22 年度の決算の差額が出ている。これは取り扱いが変わったということなのか伺う。
深村副主幹	指定管理代行負担金のうち、社会福祉事業団の指定管理にかかわる 38 から 48 の 5 施設について、これは介護保険施設である。21 年度までは協定書に基づいて社会福祉事業団が利用人数に応じた負担金を市として支払い、年度末に精算により返してもらっていた。その結果ゼロということだったが、22 年度からは協定の手法を一部変えて、修繕、工事及び施設の運営を効率的に行う上で、基本的に人数に応じて入った分をそのまま社会福祉事業団に指定管理代行負担金として支払うことで実績に応じた代行負担金の支出に変えた。21 年度までは 8 名利用者がいて、そこを 7 名分の経費で社会福祉事業団が効率的な運営に努められた場合、そのうちの 1 人分の経費を精算で戻してもらっていたが、22 年度からは 8 名利用者がいて、7 名分の経費で済んでも 8 名分に見合う代行負担金を支払っていた。それによって自主的な部分での修繕工事への対応等を図っていただくということで変えた。
副委員長	① これまでは修繕は市の負担という基本的な考えだったが、22 年度以降についてはそういったことも念頭に置いて社会福祉事業団の手元に残すということになったと理解してよいか伺う。 ② 説明を受けても、負担金がふえた分だけ差額が出たというにしか見えない。そのこと含めて答弁願う。
深村副主幹	① 21 年度までは工事の内容等によって、甲乙が協議するというので、明確に金額のラインを設けていなかった。それを 22 年度からは代行負担金の積算方法等の変更に伴って、300 万円を上回るものについては設置者、下回るものについては指定管理者ということでラインを設けた。
副委員長	21 年度と 22 年度を同じような表現で記載したためにわからなくなっている。戻し

てもらったという金額をここに載せないとおかしい資料である。市は管理代行負担金を出しているの、そこで出た差額を戻してもらったというのであれば、総額が減る。そのことについて説明願いたい。

委員長

若干休憩する。

休 憩 13:56

再 開 14:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

深村副主幹

少し時間をいただいて整理した上で報告させていただく。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)以上で民生費の質疑を終結する。ここで休憩する。再開は14時10分からとする。

休 憩 14:01

再 開 14:12

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

衛生費

委員長

衛生費の説明を求める。

橘 部長

(保健福祉部所管の衛生費について説明する。)

伊藤部長

(市民生活部所管の衛生費について説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

清 水

① P157、事務概要 P104、保健事業に要した経費で、市民健康相談が延べ1,827人とあるが、健康相談の具体的な内容と効果、また男女比や年齢層の特徴等について伺う。

② いきいき百歳体操はかなり定着していると思うが、その状況について伺う。

③ 事務概要 P104、働く世代は生活習慣病をなかなか治せない。メタボリック予防教室に参加する方が少ないと思うが、どのような評価をしているか。また、対策について伺う。

④ 保健センターを中心に、いろんな方が受けられるような事業が展開されている。結果として健康維持や医療費削減に結びついていると思うが、どのような課題があるのか伺う。

⑤ P161、地域省エネルギービジョン策定調査について、400万円以上の経費をかけて策定したようだが、この報告書を見た記憶がないのだが、どのようになっているのか伺う。

⑥ P163、分別収集及びし尿処理について、福祉減額の処置がされているが、今年度の人数、市税滞納によるサービス制限で受けられなかった方が何人いるのか伺う。

⑦ P455、滝川市ごみ処理施設建設費積立基金に年度末1億3,000万円積み立てているが、この目的は焼却炉なのか、リサイクルなのか、最終処分場なのかどのような目的があるのか伺う。

運上主査

① 市民健康相談室の概要と効果だが、市民健康相談コーナーの利用者ということで、内容は血圧測定、体脂肪測定、エアロバイクの利用者の合計が1,827人となっている。男女比は男性が193人、女性が1,609人、不明者25人で女性が多い。年齢層は40歳から64歳までが555人で30.4%、65歳以上が1,235人で67.6%となっている。22年度の傾向として、それまでと比べて健康相談コーナー利用者が減少傾向にある。これは血圧計や体脂肪計の利用者の減である。家庭用の測定器

の普及が原因と考えられる。エアロバイクの利用者は増加傾向にあり、既に利用されている方のロコミや特定健診の保健指導を受けた方、さまざまなイベントや健康教室などでのPRにより増加傾向にあると思う。健康相談コーナー以外の相談利用について、精神保健相談、難病関係の相談で計36人、健診事後の相談が男性16人、女性42人、計58人であり、そのほか電話相談も随時行っている。今後もさまざまな場面で保健センターのPRを進めて、市民の健康意識の向上に努めたい。

- 高橋課長 ⑦ 可燃ごみの焼却処理施設に向けた将来的な財政需要に備えた計画的な積み立てである。
- 橋本主査 ⑤ 省エネルギービジョン策定の報告書は、環境基本計画「環のまち物語」とは別の調査である。その内容についてはホームページで公表していなかったのに、早急に公表したいと考えている。
- 村井主査 ② 昨年までいきいき百歳体操は地域包括支援センターで担当していたのでここでは答弁できない。
- 織田主幹 ③ 昨年3回実施している。参加数が86人でかなり少ない状況である。特定健診をした事後に来ていただいて、生活習慣の改善をしてもらうことが目的である。昨年1,875人が受けられたうち、指導が必要な方が約15%の293人いた。その方には案内をしたが、実質参加された方は86人ということだった。全体としては働く世代の方はなかなか参加が難しいようである。メタボリックの対策として日ごろできる健康ウォーキングやイベント、いきいき百歳体操などいろんなメニューがあるので、利用していただきたいと思う。
- ④ 現在行っている事業すべてが医療費削減や健康の維持増進という目的で行っているが、参加者の固定化ということで、本当に生活習慣の改善が必要な方が参加できないという問題がある。今後、講師によっては参加率が上がったということもあるのでその対策や日曜日の健診など参加しやすい状況をつくり課題を解決していきたい。
- 運上主査 ⑥ ごみ処理手数料について、生活保護世帯が356世帯、70歳以上の単身世帯が628世帯、母子家庭の世帯が241世帯、合計1,225世帯となる。税の滞納によるサービス制限については2件である。し尿処理手数料について、生活保護世帯が15世帯、70歳以上の単身世帯が38世帯、母子家庭の世帯が4世帯、合計57世帯となる。税の滞納によるサービス制限についてはゼロである。
- 清 水 地域省エネルギービジョンの報告書が常任委員会で報告されたのか。400万円以上かけているので、きちんと報告書を出してもらわないとどのようなものかがわからない。どうして報告がおくれているのか伺う。
- 橋本主査 事業が2月に完了して、NEDOサイトで審査があり、それ以降NEDOのホームページで公表される。それまでは市が先に公表することは待ってもらいたいという話があって、公表を差し控えていた。この内容の周知が足りないということは認めざるを得ない。内容としては初期ビジョンの中で住民への省エネに関する周知、公共施設を選択して先導的に省エネルギーを導入することによって、その成果を地域に波及させることで、地域の省エネルギーを進めるということが、21年度にまとめられたが、22年度は重点ビジョンということで、主に公共施設を3施設ほど選定して、その中で現状どのようなエネルギーを使って、改善できる点はどのようなものがあるのかといったことをコンサルタントや専門家で検討委員会をつくっていろんな意見をいただいて、一つの報告書としてまとめたもので

ある。これについては該当する公共施設の所管、関係所管など庁内の情報共有は行っているが、今後、市民にこの結果を速やかに周知するようホームページ等で公表したい。

橘 部 長

P157、保健センター費の備考欄で保険事業に要した経費とあるが、保健事業に要した経費が正しい記述である。訂正する。

委 員 長

他に質疑はあるか。（なし）

質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で衛生費の質疑を終結する。以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 14:40